

市・府民税のしおり（令和3～5年度分）

1. 賦課の根拠

この税金は、地方税法第24条及び第294条並びに大阪府税条例第18条及び茨木市市税条例第14条の規定により、賦課期日（1月1日）現在茨木市に住所を有する人や、茨木市内に事務所、事業所を有する個人で市内に住所を有しない人に対して課税されます。特別徴収されていた人で、中途退職等のため特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額は普通徴収の方法により徴収することになります。

2. 審査請求

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。この納税通知書の税額の決定の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは前述の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 納税義務の承継

市民税、府民税の納税義務者が死亡した場合には、その相続人が納税の義務を承継します。

4. 減免・納税相談について

災害等その他特別な事情により、税金の全額納付が著しく困難であると認められる人については、減免の適用を受けられる場合がありますので、納期限までに市民税課へご相談ください。
また、特別な事情により納期限までに納税することが困難な場合は、納税相談を受け付けています。納税課にご相談ください。

5. 納期限までに納付されなかった場合

(1)延滞金について

延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた税額に下記の表の割合をそれぞれ乗じて計算した金額です。特例は、本則の割合に満たない場合に適用します。

※延滞金の計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合は不要です。

※税額に1,000円未満の端数がある場合は、端数金額を切り捨てて計算します。

※延滞金の計算過程の金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※延滞金が1,000円未満の場合は不要です。

※延滞金額に100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。

計算期間	本則	特例
		令和3年1月1日以降
納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間	14.6%	延滞金特例基準割合（注1）+7.3%
納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	7.3%	延滞金特例基準割合（注1）+1%
徴収の猶予等の期間	7.3%	猶予特例基準割合（注2）+0.5%

（注1）租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合

（注2）平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合

(2)滞納処分について

納期限までに税金を完納されずに督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納されない場合においては、滞納処分を受けることになります。

6. 市民税・府民税が非課税になる場合

(1)均等割及び所得割が非課税になる場合

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- ②障害者、未成年、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下
- ③前年中の合計所得金額が（35万円×家族数+31万円）以下
- ④家族数が1人の場合は、前年中の合計所得金額が45万円以下

(2)所得割が非課税になる場合

- ①前年中の総所得金額等が（35万円×家族数+42万円）以下
- ②家族数が1人の場合は、前年中の総所得金額等が45万円以下

※合計所得金額とは、損失の繰越控除を控除する前の各所得金額の合計額です。
※総所得金額等とは、損失の繰越控除を控除した後の各所得金額の合計額です。
※家族数とは、本人と控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む。）及び扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む。）の数です。
※家族数が本人1人のみの場合は、31万円、42万円の加算はありません。

7. 市・府民税の納税方法について

(1)普通徴収

納付書又は口座振替によって直接納税していただく方法です。
※給与所得からの特別徴収への変更をご希望される場合は納期限が到来する前に給与支払者を通じて市民税課までご連絡ください。

(2)公的年金等に係る特別徴収

公的年金等の支給月ごとに年金支払額から天引きして徴収する方法です。

対象となる人 次の①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①当該年度の4月1日時点で年齢65歳以上
- ②当該年度の公的年金等に係る市・府民税が課税されている
- ③賦課期日1月1日以降、継続して茨木市内に居住している
- ④老齢基礎年金等の年額が18万円以上
- ⑤茨木市の介護保険料が公的年金から天引きされている

対象年金（市・府民税が天引きされる年金）

介護保険料が特別徴収されている年金（障害年金、遺族年金は対象外）

対象税額（年金から天引きされる税額）

原則、公的年金等の所得に係る所得割額と均等割額

徴収の方法

特別徴収の開始・再開となる初年度と2年目以降で徴収方法が異なります。

●特別徴収が開始・再開された場合

上半期（仮徴収）…対象税額の2分の1を普通徴収第1～2期で納付
下半期（本徴収）…対象税額から仮徴収税額を差し引いた額を公的年金から特別徴収（10・12・翌2月）

●引続き特別徴収の場合

上半期（仮徴収）…前年度の対象税額の2分の1にあたる額を公的年金から特別徴収（4・6・8月）
下半期（本徴収）…対象税額から仮徴収税額を差し引いた額を公的年金から特別徴収（10・12・翌2月）

(3)給与所得に係る特別徴収

毎月の給与から天引きして徴収する方法です。（6月から翌年5月までの月割）

8. 税額（所得割）の計算方法

(1)所得金額の算出【収入－必要経費等＝所得金額】

それぞれの所得について、所得金額を算出します。給与所得、公的年金等に係る雑所得については、下表のとおり計算します。

(2)課税標準額の算出【所得－所得控除合計＝課税標準額】

課税標準額（課税所得金額）は、1,000円未満を切り捨てます。

(3)税額控除前所得割額の算出【課税標準額×税率＝税額控除前所得割額】

市民税、府民税それぞれの税率をかけて算出します。

(4)差引所得割額の算出【税額控除前所得割額－税額控除額＝差引所得割額】

差引所得割額は、100円未満を切り捨てます。

●給与所得金額の求め方

給与等の収入金額(A)	給与所得	
～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	(A)－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4	(B)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切捨て)	(B)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(B)	(B)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	(A)－1,950,000円	

（所得金額調整控除）

- 1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合は、次の算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。（上限15万円）
ア．本人が特別障害者
イ．特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
ウ．年齢が23歳未満の扶養親族を有する
（前年の給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円）×10%
- 2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、前年の給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、次の算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。
前年の給与所得の金額（上限10万円）+前年の公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）－10万円

●公的年金等に係る雑所得金額の求め方

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額 (C)	公的年金等に係る雑所得金額
65歳以上	330万円未満	(C)－110万円
	330万円以上 410万円未満	(C)×75%－27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(C)×85%－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(C)×95%－145万5千円
65歳未満	1,000万円以上	(C)－195万5千円
	130万円未満	(C)－60万円
	130万円以上 410万円未満	(C)×75%－27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(C)×85%－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(C)×95%－145万5千円
	1,000万円以上	(C)－195万5千円

※上記年齢要件は、当該年度の前年の12月31日現在で判断します。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、雑所得金額の求め方が上記表と異なります。茨木市ホームページをご覧ください。

9. 所得控除額

(配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除)

※所得控除の年齢要件は、当該年度の前年の12月31日現在で判断します。

※扶養親族とは、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族(事業専従者を除く)

※同一生計配偶者とは、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)

※16歳未満の扶養親族とは、生計を一にする16歳未満の親族で、合計所得金額が48万円以下の人の

※令和3年度課税から、基礎控除の額にはあがたの合計所得金額によって変わります。合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合額は29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合額は15万円、2,500万円を超える場合は0円となります。

10. 均等割の税率 市民税：3,500円 府民税：1,800円

11. 所得割の税率

11. 所得割の税率

総合課税分				市民税	府民税
				6 %	4 %
分離課税所得分	短期譲渡所得分	一般		5.4%	3.6%
		軽減		3 %	2 %
	長期譲渡所得分	一般		3 %	2 %
		優良住宅地等 (特定所得分)	2千万円以下	2.4%	1.6%
			2千万円超	3%－12万円	2%－8万円
		居住用財産 (軽減所得分)	6千万円以下	2.4%	1.6%
			6千万円超	3%－36万円	2%－24万円
		・株式等に係る譲渡所得分（一般分・上場分） ・上場株式等の配当等 ・先物取引			3 %
	山林、退職		6 %	4 %	

12. 調整控除額

●合計課税所得金額(※下記②)が200万円以下の場合

下記の①と②のいずれか少ない金額の3%(市民税)、2%(府民税)に相当する金額

●合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の場合

下記の①から②(200万円)の金額を差し引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の3%(市民税)、2%(府民税)に相当する金額
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用はありません。

①下表(人的控除の差の金額)の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

控除の種類			納税義務者の合計 所得金額 (万円)	金額 (万円)	控除の種類		金額 (万円)
配偶者	一 般	900以下	5	障害者	その他	1	
		900超 950以下	4		特別	10	
		950超 1,000以下	2		同居特別	22	
	老 人 (70歳以上)	900以下	10	寡婦		1	
		900超 950以下	6	ひとり親	父	1	
		950超 1,000以下	3		母	5	
配偶者特別	配偶者の合計 所得金額 48万円超 50万円未満	900以下	5	扶養	一般	5	
		900超 950以下	4		特定	18	
		950超 1,000以下	2		老人	10	
	900以下	3	同居老親		13		
	50万円以上 55万円未満	900超 950以下	2	勤労学生		1	
		950超 1,000以下	1	基礎		5	

②課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額
(長期譲渡所得などの分離課税に係る課税所得金額は含みません。)

13. 配当所得に対する税額控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

14. 住宅借入金等特別税額控除

下記の①と②のいずれか少ない金額の3/5(市民税)、2/5(府民税)に相当する金額

①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除し
きれなかった額

②ア. 平成26年3月31日までに入居した場合
所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)

イ.平成26年4月1日から令和4年12月31日までに入居した場合
 所得税の課税総所得金額等の7%(上限136,500円)

※課税所得金額等は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

※イについては、特定取得に該当する住宅取引(令和4年入居については
地方税法附則第61条の規定の適用がある場合)が対象で、それ以外は
アに該当します。

15. 寄附金税額控除

前年中に次の①から④に掲げる寄附金を支出し、その合計額(上限:総所得金額等の合計額の30%)が2千円を超える場合、①②はその超える金額の6%(市民税)、4%(府民税)、③は6%(市民税)、④は4%(府民税)に相当する金額

- ①都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
- ②大阪府共同募金会また日本赤十字社大阪支部に対する寄附で、総務大臣の承認を得たもの
- ③茨木市の条例で定めるものに対する寄附金
- ④大阪府の条例で定めるものに対する寄附金

また、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に下表の区分に応じて得た額の市民税は3/5、府民税は2/5に相当する金額をさらに加算します。(上限：所得割額の2割)

(A)…課税総所得金額から人的控除の差の合計を控除した金額

(A)	割合	(A)	割合
0円以上195万円以下	84.895%	900万円超1,800万円以下	56.307%
195万円超330万円以下	79.79%	1,800万円超4千万円以下	49.16%
330万円超695万円以下	69.58%	4千万円超	44.055%
695万円超900万円以下	66.517%	0円未満	90%

16. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当等及び特定口座の源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得については、市・府民税が特別徴収(市民税3%、府民税2%)されているため申告は不要です。

申告された場合は、税額と差引きし、引ききれないときは還付いたします。